

改定された基準、通知等の項目

改定内容の詳細は指定基準や報酬告示等の改正された部分を確認してください。

※計画相談支援と内容が重なる障害児相談支援は省略しています。

1. 指定基準関係

改訂された項目		指定基準	解釈通知
(1)	従たる事業所の設置の特例	第4条の2	第二の1の(3)
(2)	業務効率化を図るためのICTの活用 ～オンライン会議を可能とする		
	①サービス担当者会議・事例検討会等	第15条第2項第11号	
	②感染症・食中毒の予防のための対策検討委員会	第22条第3項第1号	
	③虐待防止のための対策検討委員会	第28条の2第1号	
(3)	運営規程及び重要事項説明書で従業者の員数を「〇人以上」と記載してよい		第二の2の(15)①
(4)	適切な職場環境維持（ハラスメント対策）の措置	第20条第4項	第二の2の(16)の④
(5)	感染症や非常災害の発生時における業務継続に向けた計画等の策定や研修・訓練等の実施の義務化	第20条の2	第二の2の(17)
(6)	感染症の発生及びまん延防止等に関する取組の義務化	第22条第3項	第二の2の(19)の②
(7)	重要事項等の掲示をファイル等の閲覧に代えることができる	第23条第2項	第二の2の(20)の②
(8)	障害者虐待防止の更なる推進	第2条第7項	
			第二の2の(15)の⑤
		第28条の2	第二の2の(25)
(9)	作成、保存すべき書類を書面に代えて電磁的記録により行うことができる	第31条	第三（雑則）

2. 算定基準関係

改訂された項目		報酬告示等	留意事項通知
(1)	「常勤」要件及び「常勤換算」要件を一部緩和		第二の1（通則）（14）
(2)	作成、保存すべき書類を書面に代えて電磁的記録により行うことができる		第二の1（通則）（15）
(3)	特定事業所加算の廃止、機能強化型サービス利用支援費の新設		
	①特定事業所加算Ⅳの配置基準を緩和した機能強化型サービス利用支援費Ⅳを創設 ②複数事業所の協働体制を評価	報酬告示の1 別告示の一	第四の1の(1)の③
(4)	初回加算の拡充	報酬告示の3	第四の4の(3)

(5)	主任相談支援専門員配置加算の新設	報酬告示の4	第四の5
(6)	居宅介護支援事業所等連携加算の拡充	報酬告示の7	第四の8
(7)	保育・教育等移行支援加算の創設 ※障害児相談支援	(児) 報酬告示の7	(児) 第四の8
(8)	集中支援加算の新設 ～計画決定月、モニタリング対象月以外の相談支援業務の評価	報酬告示の9	第四の10
(9)	ピアサポート体制加算の創設	報酬告示の15 別告示の七	第四の16

《関連法令等と表記方法》

指定基準 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）

報酬告示 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第125号）の別表

児・報酬告示 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第126号）の別表

別告示 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第180号）

解釈通知 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成24年3月30日付け障発0330第22号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

留意事項通知 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日付け障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

児・留意事項通知 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成24年3月30日付け障発0330第16号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）